

## 兵庫県立工業技術センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

(平成 28 年 4 月 1 日 策定)

兵庫県立工業技術センター（以下「当センター」という。）の公正な研究等の遂行を今後とも確保・充実していくためには、公的研究費を使用する当センター職員（以下「研究者等」という。）が、関係法令及び各種規程を遵守し、常に自らの行動を律することが重要である。研究者等は職種に拘わらず、社会に対して公的研究費等の使用に関する説明責任があることを十分自覚して、その透明性の確保・向上に努めなければならない。その自覚の下に、研究者等は、次に掲げる項目を研究活動等に係る行動の柱として、適正な業務遂行に励まなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が当センターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令及び各種規程を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールを理解に努めなければならない。

(注) 公的研究費とは、公的機関からの補助金、助成金及び委託費等の競争的資金、技術改善研究事業、重点領域研究事業、共同研究事業、研究受託費等を財源として当センターで扱うすべての研究資金をいう。